

内子町人事行政の運営等の状況について

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	一般行政部門			特別行政部門			公営企業会計部門			合 計		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
事務吏員			0人			0人			0人	0人	0人	0人
技術吏員			0人			0人			0人	0人	0人	0人
単労職員			0人			0人			0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 職員の退職の状況

区 分	一般行政部門			特別行政部門			公営企業会計部門			合 計		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
定年退職	1人		1人		2人	2人			0人	1人	2人	3人
定年前退職	6人	2人	8人	1人	2人	3人			0人	7人	4人	11人
合 計	7人	2人	9人	1人	4人	5人	0人	0人	0人	8人	6人	14人

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

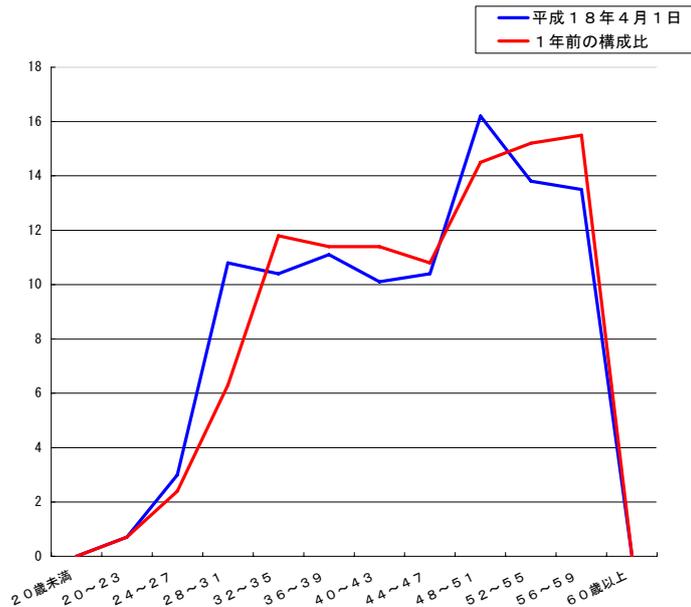
区 分	職 員 数	対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
一 議 会	3	3	0
一 総 務	62	58	△ 4
一 税 務	13	13	0
一 民 生	63	57	△ 6
一 衛 生	19	19	0
一 農林水産	25	26	1
一 商 工	12	13	1
一 土 木	16	13	△ 3
計	213	202	△ 11
教育部門	77	72	△ 5
小 計	290	274	△ 16
公営企業等会計部門計	17	20	3
合 計	307	294	△ 13

主な増減理由：
 事務の統合及び見直し
 事務の見直し
 林業事業推進のため
 観光事業推進のため
 土木事務・業務の見直し
 水道事業及び介護保険事業業務増のため

<参考>
 人口1,000人当たり職員数 9.9人
 人口1,000人当たり職員数 13.5人
 人口1,000人当たり職員数 14.5人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 [] 内は、条例定数の合計です。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成18年4月1日現在）



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	2	9	32	31	33	30	31	48	41	40	0	297
構成比	0.0%	0.7%	3.0%	10.8%	10.4%	11.1%	10.1%	10.4%	16.2%	13.8%	13.5%	0.0%	100.0%

(5) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
310人	268人	△42人	13.5%

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	職員総数310名のうち42名(13.5%)の減員

② 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	平成17年 計画始期	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成18年～22年 計	(参考) 数値目標
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	213	202					—	190
	増 減		△11					△11 #####	△23
教 育	職員数	77	75					—	60
	増 減		△2					△2 #####	△17
公営企 業 等 会 社	職員数	17	17					—	16
	増 減		0					0 (0.0%)	△1
部 車 務 組	職員数	3	3					—	2
	増 減		0					0 (0.0%)	△1
計	職員数	310	297					—	268
	増 減		△13					△13 #####	△42

(注) 1 計画期間は、平成17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

2 給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本 台帳人口	歳 出 額	実質収支	人 件 費	人件費率	(参考) 平成16年度の人件費率
	(平成17年度末)	A		B	B/A	
	人	千円	千円	千円	%	%
平成17年度	20,324	10,908,055	359,348	2,372,419	21.7	19.9

イ 職員給与費の状況(普通会計予算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成17年度	310	1,084,025	148,524	418,221	1,650,770	5,325

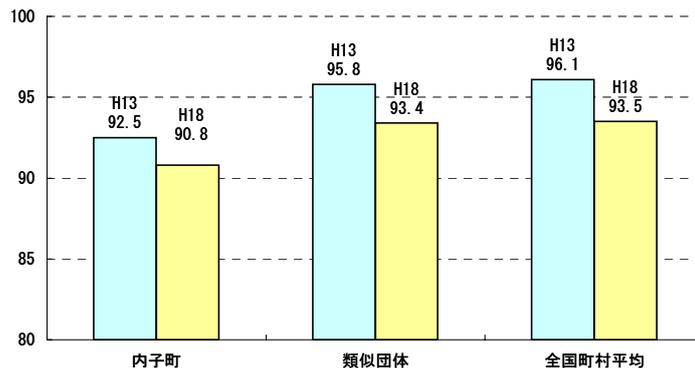
(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 給与費は当初予算に計上された数値であり、平成17年4月1日の実職員数とは一致しません。

ウ 特記事項

平成17年度は、給料における定期昇給による増と、職員手当では時間外手当において、昨年度に3町合併に伴う手当が減少した反面、災害発生に伴う手当の支給があるなど相対的には減少したものの他の手当と比較して支給額が高い。

エ ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。平成16年8月1日合併のため比較対照となる5年前の数値は合併前の各町村の数値です。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

①一般行政職（行政職給料表適用者（税務職員等を除く。））

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
内子町	42 歳 3 月	313,798 円	346,067 円

②技能労務職（技能労務職に係る給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
内子町	50 歳 8 月	249,364 円	261,375 円
うち運転手	49 歳 8 月	264,800 円	283,991 円
うち校務員	55 歳 7 月	279,743 円	288,357 円
うち調理員	46 歳 3 月	209,525 円	212,550 円
うちその他	51 歳 9 月	242,990 円	256,670 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

イ 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	内子町	国	
一般行政職	大学卒	170,200 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	140,300 円	— 円
	中学卒	131,500 円	— 円

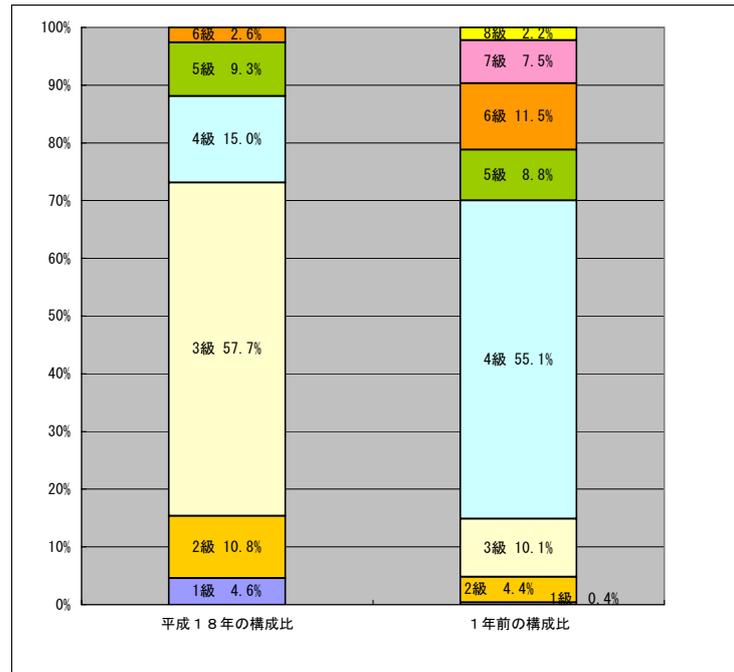
ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	245,600 円	285,600 円	— 円
	高校卒	220,400 円	253,900 円	— 円
技能労務職	高校卒	195,950 円	261,600 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況
 ア 一般行政職の級別職員数の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補・技師補、保育士、厚生員 主事・技師	9 人	4.6 %
2 級	主事・技師、保育士、厚生員	21 人	10.8 %
3 級	主任、主査、上級保育士、上級厚生員	112 人	57.7 %
4 級	総括主任、出納室長、保育園長、保育園長心得、児童館長、農業委員会事務局長、授産施設長、専門員	29 人	15.0 %
5 級	課長 (6 級を除く)、班長、議会事務局長 (6 級を除く)、内子総合窓口センター班長、小田支所長、農村支援センター班長	18 人	9.3 %
6 級	課長 (5 級を除く)、議会事務局長 (5 級を除く)	5 人	2.6 %

(注) 1 内子町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

イ 昇給期間の短縮の状況

年度	区分		全職種
	職員数	A	
平成17年度	職員数	A	310 人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	B	0 人
	比率	B/A	0 %
平成16年度	職員数	A	317 人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	B	0 人
	比率	B/A	0 %

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

内子町	国
1人当たり平均支給額 (平成17年度) 1,448 千円	—
(平成17年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	(平成17年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

久 万 高 原 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置(5~50%加算)			定年前早期退職特別措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
355 千円 24,429 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

区 分		全 職 種	
支給実績(平成17年度決算)		72 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)		1,515 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成17年度)		8.5 %	
手当の種類(手当数)		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症の防疫作業に従事する者	感染症の防疫作業に従事した場合	日額1,000円
死体取扱手当	死体収容作業に従事する者	死体収容作業に従事した場合	1件当たり3,500円
野犬取扱手当	野犬収集に従事する者	野犬収集に従事した場合	月額1,300円
現場(危険)手当	危険の伴う作業に従事する者	土木、建築、国土調査事業及びその他業務で危険の伴う作業に従事した場合	1日4時間以上同一作業に従事する者に対して、日額500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(平成17年度決算)	54,592 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	192 千円
支給実績(平成16年度決算)	62,056 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	252 千円

オ その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内 容	支 給 単 価	国の制度との関係	国の制度と異なる内	支給実績(17年度実績)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族のうち2人目まで 6,000円 ・扶養親族でない配偶者を有する職員の扶養親族のうち1人 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・その他の扶養親族 5,000円 満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき11,000円支給	同	—	43,499 千円	273,575 円
住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する職員で世帯主であるもの等に支給	【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃額55,000円以上27,000円(支給上限額) 【持家居住者】 取得後5年間まで3,500円	同	—	11,638 千円	96,985 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価格による運賃等相当額 上限額 55,000円 【交通用具利用者】 距離に応じた定額 片道2km以上5km未満2,500円~ 片道60km以上24,500円	同	—	13,357 千円	67,800 円

(5) 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	町 長	776,100 円
	助 役	627,600 円
	収 入 役	568,500 円
報 酬	議 長	263,900 円
	副 議 長	213,400 円
	議 員	200,800 円
期 末 手 当	町 長 助 役 収 入 役	(平成17年度支給割合) 3.30 月分
	議 長 副 議 長 議 員	(平成17年度支給割合) 3.30 月分
退 職 手 当	町 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	助 役	給料月額×46/100×勤続期間(月数) 17,136,288円 退職後1月以内
	収 入 役	給料月額×27/100×勤続期間(月数) 8,133,696円 退職後1月以内
		給料月額×24/100×勤続期間(月数) 6,549,120円 退職後1月以内

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(平成18年4月1日現在)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始 業	終 業	休憩時間	休憩時間	週休日
40時間	8時間	8時30分	17時15分	45分間	15分×2回	土・日曜日

- (注) 1 所属所によっては始業、終業、週休日等が上記と異なる場合があります。
2 平成18年7月1日から、休憩時間の廃止に伴い終業時間を17時30分に改正しました。

(2) 休暇の状況

ア 年次有給休暇(平成17年1月1日～同年12月31日)

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	全対象職員数 (C)	平均取得日数 (B)÷(C)	消化率 (B)÷(A)
11,754日	5,303日	297人	8.4日	21.3%

- (注) 全対象職員数とは、平成17年1月1日～同年12月31日までの全期間を在職した一般職員に限り、この期間の途中で採用された者及び退職した者並びにこの期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除くものとし、それらの職員を除いた職員の使用した年次有給休暇の合計数を総取得日数とします。
総付与日数とは平成17年1月1日現在において各職員に付与された日数(前年からの繰越分を含む。)を全職員にわたって合計したものをいいます。

イ その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産など条例や規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は障害のため介護を必要とするものを介護する場合には、無給の休暇を付与しています。

(3) 休業の状況

ア 育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業することが認められる制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

区 分	男 性	女 性	合 計
育 児 休 業 取 得 者 数	0人	4人	4人
うち新規取得者数	0人	0人	0人

イ 部分休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務しないことが認められる制度です。部分休業をしている時間については、給与が減額されます。平成17年度中における部分休業取得者はいません。

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分（平成17年度）

処 分 事 由	地方公務員法	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号					0件
心身の故障の場合	第28条第1項第4号 第2項第1号			4件		4件
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号					0件
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号					0件
刑事事件に関し、起訴された場合	第28条第2項第2号					0件
失職した場合	第28条第4項					0件
合 計		0件	0件	4件	0件	4件

(注) 1 地方公務員法に基づき分限処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

(2) 懲戒処分（平成17年度）

処 分 事 由	地方公務員法	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号					0件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	1件				1件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	第29条第1項第3号					0件
合 計		1件	0件	0件	0件	1件

(注) 1 地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

5 服務の状況

地方公務員法第30条では、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業等への従事制限など、服務上の強い制約を課しています。

内子町では、平成17年度職員に対し「交通法規の遵守」や「年末年始における服務規律の確保」等を通知し常に職員としての意識を持った行動をとるよう周知・徹底しました。

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、以下の研修を実施しています。

区 分	研 修 名 等
職 場 内 研 修	人権・同和教育研修、法政執務研修等
職 場 外 研 修	階 層 別 研 修 中堅職員研修、係長級研修、管理職員研修、課長級研修等
	能 力 開 発 研 修 地方自治法講座、行政法講座、民法講座、政策立案講座等

(2) 勤務成績の評定の状況

課長級以下の一般職の職員を対象に、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの期間について勤務成績の評定を行いました。

勤務評定は、評定を受ける職員の所属する課長が評定者として（ただし、課長級は、助役が評定者となる。）、所属職員の能力、勤務態度等の評価を行い、助役が調整者として、評定結果の調整を行いました。

調整した評定結果は町長が最終確認をし、勤勉手当への反映並びに昇任及び昇給等において活用しています。

7 福祉及び利益保護の状況

(1) 更正福利制度の状況

職員の健康の保持及び公務能率を増進させるため、地方公務員等共済組合法に基づき設置されている共済組合、地方公務員法第42条の趣旨に沿った互助会において、職員の厚生事業を実施しています。

区 分	負 担 金 額
愛媛県市町村職員共済組合	275,765千円
愛媛県公立学校共済組合	
愛媛県市町村互助会	2,336千円

(2) 公務災害の状況（平成17年度）

平成16年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件数	取り下げ件数	平成17年度末現在未処理件数
0件	4件	4件	0件	0件	0件

(3) 通勤災害の状況（平成17年度）

平成16年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件数	取り下げ件数	平成17年度末現在未処理件数
0件	0件	0件	0件	0件	0件

(4) 勤務条件に関する措置要求の状況（平成17年度）

区分	平成16年度末係属件数	措置要求件数	終結件数	平成17年度末係属件数
給与				
旅費				
勤務時間				
休暇				
執務環境				
福利厚生				
任用				
その他				
計	0件	0件	0件	0件

(注) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされています。

(5) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成17年度）

区分	平成16年度末係属件数	措置要求件数	終結件数	平成17年度末係属件数
分限処分	降任			
	休職			
	免職			
懲戒処分	戒告			
	減給			
	停職			
	免職			
その他				
計	0件	0件	0件	0件

(注) 職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、愛媛県人事委員会に対して、不服申立てをすることができることとされています。